

3 変更許可申請

「取り扱う一般廃棄物の種類」の増加や「事業の区分」の変更等、事業の範囲を変更しようとするときは、事前に変更許可申請等を行い、当該変更内容に係る許可を受ける必要があります。申請の窓口は清掃協議会です。

なお、新規許可申請の場合と同様、収集運搬業における「取り扱う一般廃棄物の種類」に関して「汚でい」の増加は、現在許可しておりません。

(1) 申請方法等

- ① 変更内容について、清掃協議会へ事前に相談してください。郵送申請を希望する場合は、その旨も申し出てください。(予約制を導入しています。)
- ② 相談後、変更許可申請書(一般廃棄物収集運搬業【様式No.3】又は一般廃棄物処分業【様式No.4】)を作成し、各変更許可事項に係る添付書類(P.39「(2) 変更許可事項及び添付書類」参照)を添えて、清掃協議会へ提出してください。
* 1部の申請書で複数区の許可を同時に申請することができます。添付書類は1部のみ提出してください。
- ③ 申請書は、提出用と申請者控用を作成し提出してください。なお、申請者控用については、添付書類を省略することができ、写しでも可とします。
- ④ 添付書類に押印する印鑑は、必ず登録印(印鑑証明書と同じもの)を使用してください。
- ⑤ 変更許可申請に際して、手数料を納付する必要があります。窓口申請の場合は、清掃協議会の窓口でお渡しする納付書により、申請書を提出する当日に金融機関で納付してください。郵送申請の場合は、清掃協議会から別途お知らせします。

変更許可申請手数料

1区につき 10,000円

- ⑥ 許可基準を満たしているかどうかを審査するため、書類審査(必要に応じて立入検査)を行います。
- ⑦ 審査の結果、許可又は不許可の連絡をします。
- ⑧ 変更許可後の許可期間は、変更許可前と変わりません。
- ⑨ 新しい許可証を交付する場合、変更前の許可証は、返納していただくことになります。新しい許可証の用意ができた時点で清掃協議会から連絡します。紛失・き損により旧許可証を返納できない場合は、事前に再交付申請を行ってください。許可証の郵送交付を希望する場合は事前相談時にお問い合わせください。
- ⑩ 次の添付書類に関する共通事項を守ってください。

㊦ 登記事項証明書等公的機関に発行手数料の支払いを要する書類

- * 原本を添付してください。
- * 申請前3か月以内に発行されたものに限りません。

㊧ 施設、設備等の写真

- * 申請前3か月以内に撮影されたものに限りません。
- * 必要とする内容等が鮮明に写っているように撮影してください。
- * 規格は、カラーサービス判を基本とします(インスタント写真は不可)。鮮明に印刷されていれば、デジタルカメラで撮影した画像をカラー印刷したものや、写真をカラーコピーしたものでも可とします。
- * 写真は、A4判の台紙に貼り付けるかA4判の用紙に印刷してください。

(2) 変更許可事項及び添付書類

※以下の添付書類のほかに、変更許可申請書【様式No.3 又は様式No.4】も必要です。

変更許可事項		添付書類
1	取り扱う一般廃棄物の種類 (種類の増加) (収集運搬業) * 減少の場合は変更届 (P. 47 の 表中番号9 参照)。	① 一般廃棄物処理委託証明書【様式No.17】 * 新たに「普通ごみ」を取り扱う場合のみ * 排出事業者との一般廃棄物処理委託契約締結後、速やかに契約書の写しを清掃協議会へ提出してください。
		② 特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬にかかる作業計画書 * 新たに「廃家電」を取り扱う場合のみ 【様式No.24】
		③ その他必要と認められる書類
2	事業の区分 (収集運搬業) 保管・積替えを除く。 ⇒ 保管・積替えを含む。	① 作業計画書 (保管・積替施設の作業工程を説明する書類)
		② 保管・積替施設の案内図及び付近の見取図
		③ 保管・積替施設の配置図
		④ 保管・積替施設の平面図、立面図、断面図
		⑤ 保管・積替施設の写真 * 申請前3か月以内に撮影されたものに限る。 * 敷地内における設備、掲示板が確認できること。
		⑥ 保管・積替施設の土地及び建物の登記事項証明書 (* 3か月以内に発行の原本) 又は賃貸借契約書の写し
		⑦ 保管・積替施設の関係諸官庁の施設設置届出書の写し
		⑧ その他必要と認められる書類
	運搬 ⇒ 収集・運搬	① 一般廃棄物処理委託証明書【様式No.17】 * 新たに「普通ごみ」を取り扱う場合のみ * 排出事業者との一般廃棄物処理委託契約締結後、速やかに契約書の写しを清掃協議会へ提出してください。
		② その他必要と認められる書類
3	廃棄物の種類、処分の区別 又は処分の方法 (処分業)	① 作業計画書 (処理施設の作業工程を説明する書類)
		② 処理施設の案内図及び付近の見取図
		③ 処理施設の配置図
		④ 処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
		⑤ 処理施設の写真 * 申請前3か月以内に撮影されたものに限る。
		⑥ 処理施設の関係諸官庁の施設設置許可証又は認可書の写し
		⑦ その他必要と認められる書類

※事業の区分(下表1)を変更する場合は、下表2のとおり手続きが必要です。

[表1] 事業の区分

① 収集・運搬 (保管・積替えを除く。)
② 収集・運搬 (保管・積替えを含む。)
③ 運搬 (保管・積替えを含む。)* ¹
④ 運搬 (荷卸しに限る。)* ²

*1 当該区に作業場所はないが、保管・積替施設がある場合
 *2 当該区に作業場所はないが、当該区内にある民間施設に搬入(荷卸し)する場合

[表2] 事業の区分の変更に伴う手続きについて

	①へ変更	②へ変更	③へ変更	④へ変更
①から		変更許可申請	変更許可申請	変更届*
②から	変更届*		変更届*	
③から	変更許可申請	変更許可申請		
④から	変更許可申請	変更許可申請	変更許可申請	

* 変更届はP. 47 の表中番号10を参照